

議案第39号

東郷町税条例等の一部改正について

東郷町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年8月29日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町税条例等の一部を改正する条例

(東郷町税条例の一部改正)

第1条 東郷町税条例(昭和38年東郷町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第32条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第32条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第33条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第35条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第35条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色

事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第35条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第51条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第76条の3ただし書を削る。

第77条を次のように改める。

第77条 削除

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条中第26項を第27項とし、第25項を第26項とし、第24項の次に次の1項を加える。

25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第3

7条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第35条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第24条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第25条を削る。

(東郷町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 東郷町税条例の一部を改正する条例(令和3年東郷町条例第21号)の一部を次のように改正する。

第35条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中東郷町税条例第35条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第35条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項、第17条の2第3項及び第24条の改正規定並びに同条例附則第

25条を削る改正規定並びに第2条の規定並びに次条第1項及び第2項の規定
令和5年1月1日

- (2) 第1条中東郷町税条例第32条第4項及び第6項、第33条の9第1項及び第2項並びに第35条の2第1項ただし書及び第2項の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の東郷町税条例（以下「新条例」という。）第35条の3の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第35条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の東郷町税条例（次項において「旧条例」という。）第35条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例第35条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第35条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第35条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 前条第2号に掲げる規定による改正後の東郷町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税に

については、なお従前の例による。

議案の概要

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）等の施行に伴い必要があるからである。

2 主な改正内容

(1) 町民税関係

ア 上場株式等の配当所得等に係る課税方式について、所得税と一致させる措置を講ずること。（第32条並びに附則第16条の3、第20条の2及び第20条の3関係）

イ 給与所得者又は公的年金等受給者が提出する扶養親族等申告書の記載事項に、退職手当等に係る所得を有し、合計所得金額が一定額以下である配偶者の氏名を加えること。（第35条の3の2及び第35条の3の3関係）

ウ 住宅借入金等特別税額控除制度（住宅ローン控除）の適用対象を令和7年までに居住の用に供した者とする事。（附則第7条の3の2関係）

(2) 固定資産税関係

ア 新たに下水道の供用が開始された区域における既存の工場等に設置する下水道除害施設（油水分離装置等）の課税標準の特例措置の割合を5分の4に改めること。（附則第10条の2第2項関係）

イ 特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地の課税標準の特例措置の割合を4分の3とすること。（附則第10条の2第25項関係）

3 施行期日等

(1) 公布の日から施行すること。ただし、次に掲げる規定は、当該各規定に定める日から施行すること。

ア 2(1)イ及びウの規定 令和5年1月1日

イ 2(1)アの規定 令和6年1月1日

(2) 2(1)アの規定は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用すること。

